

## 公立保育所のあり方について

## 1 これまでの経過

## (1) 民営化の方針決定

公立保育所の民営化については、平成 18 年 2 月の市社会福祉審議会答申を受け、同年 3 月に市の方針を決定、その中で「都市部にある保育所は全て民営化」、「老朽化している施設は、近隣保育所と統廃合による整備を実施しながら、一定期間後に民営化」、「中山間部の保育所は公立とする」とした。

## 平成 18 年 2 月 市社会福祉審議会答申 主な内容

- 公立保育所の民営化
  - ・対象施設： 原則として都市部にある保育所は全て民営化するものとするが、そのうち、当面、現状のまま移譲できる保育所（特段の補修を必要としない保育所）を優先して移譲を進める。
  - ・実施時期： 最初の民営化の実施は、民営化対象施設の決定の 4 年後（平成 17 年度中に決定する場合には、平成 21 年度を初年度）とし、以後 4 年ごとに実施する。
  - ・年次計画： 平成 21 年度対象施設 → 愛宕、梅香、植田、好間  
平成 25 年度対象施設 → 錦、綴、渡辺、常磐第一
- 公立保育所の整備
  - ・廃止基準： 児童数が 3 年連続、30 人未満。概ね 4 km 以内に代替施設が存在。減価償却年数を経過。今後、人口増を伴う開発計画がない。
  - ・統合基準： 都市部（旧市部及び四倉・好間地区）にある保育所は全て民営化。ただし、全て民営化するには、相当の年数を要することから、老朽化している施設は、近隣保育所と統廃合による整備を実施しながら、一定期間後に民営化する。  
中山間部の保育所は公立とする（代替施設がある場合は除く）。

## (2) 平成 21 年 4 月の民営化の内容

保育所整備の方針に基づき、平成 21 年 4 月に、梅香、愛宕、植田、好間の 4 保育所を民営化した。

保育所名	住所	定員	移譲先法人 (別運営保育園)
梅香保育園	平字梅香町 3-8	100 人	社会福祉法人松涛会 (螢保育園)
愛宕保育所	小名浜字鳥居北 55-1	150 人	社会福祉法人慈育会 (若葉台保育園)
植田保育所	佐糠町一丁目 4-1	110 人	社会福祉法人敬和会 (東田保育園、金山保育園)
好間保育所	好間町上好間字馬場前 28	90 人	社会福祉法人さくらんぼ会 (いわき・さくらんぼ保育園)

※ 移譲先法人は公募により選定したもの。

### (3) 平成 25 年度以降の民営化の方針

平成 21 年度に 4 保育所を民間移譲後、平成 25 年度に錦、綴、渡辺、常磐第一の 4 保育所を民間移譲することとしていたが、次の理由などにより先送りした。

- ① 震災後の児童や保護者の精神的負担に配慮して進める必要があること。
- ② 公立保育所の耐震化を含む今後の保育所整備計画を策定し、施設の耐震化を実施した上で民間移譲を実施する必要があること。
- ③ 平成 27 年度に導入が予定されている子ども・子育て支援新制度の動向など、震災後の社会情勢の急激な変化に対応するため、市町村事業計画策定に向けたニーズ調査の実施等により直近の保育需要を見極めたうえで、民間移譲を実施する必要があること。

### (4) 実施方針における民営化の位置付け

平成 27 年 4 月から実施した「子ども・子育て支援新制度」への対応等を受け、分科会から平成 30 年 8 月に提言された「教育・保育施設（公立）の整備等の実施に向けた提言」を踏まえ、今後の公立幼稚園、公立保育所の整備に係る基本的な考え方等を定めた『「いわき市教育・保育施設（公立）の整備のあり方」に伴う実施方針』を同年 9 月に策定し、民営化については次のとおり整理した。

#### ○ 保育施設の民営化について

将来的にも効率的な運営が可能な都市部の保育所は民営化を基本とするとともに、地域の保育の質の向上や子育て支援等、先駆的な取り組みを担う基幹的な保育所として 1 地区 1 所程度を公立で継続、また、安定的な運営が困難な中山間部の保育所は公立で継続させることを基本的な方向性とする。

※ 未耐震施設は、その状態で譲渡を希望する団体等があるか見極める必要がある。また、状況によっては、新たな施設整備を民間に委ねることも検討する。

#### ○ 実施時期

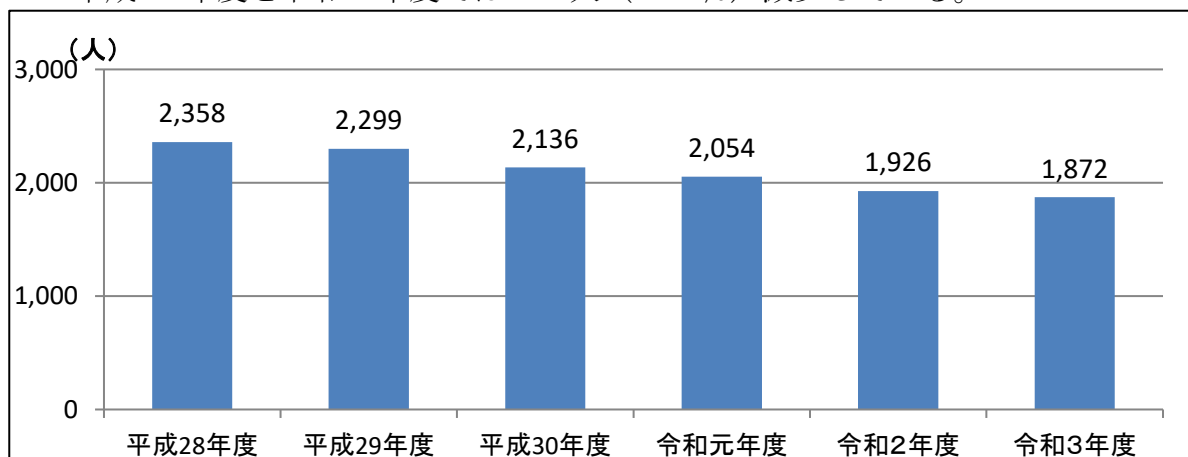
令和 4 年度以降から着手（幼児教育無償化の影響を考慮）

## 2 本市の現状

### (1) 本市の子どもの数の推移

#### 【出生数】

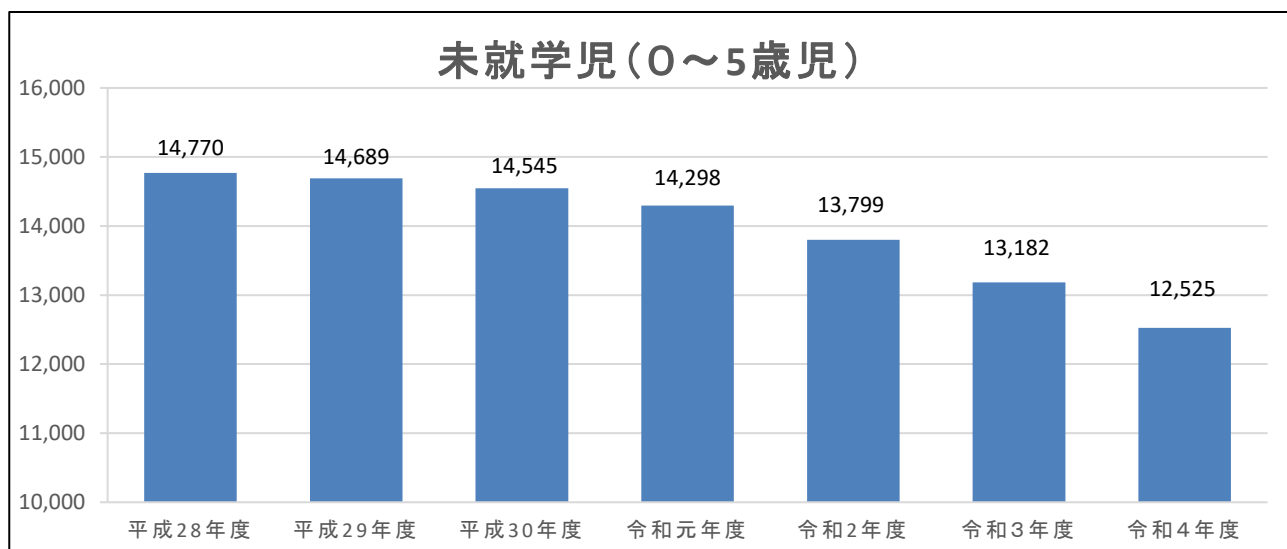
- ・ 平成 28 年度と令和 3 年度では 486 人（20.7%）減少している。



※ 数値は「いわき市の人口」より抜粋、出生数は各年4月1日から翌年3月31日までの数

【未就学児の人数】

- ・ 平成27年と令和4年では2,360人（15.9%）減少している。



※ 数値は各年度4月1日時点の「住民基本台帳登録者数（外国人含む）」より抜粋

(2) 施設数、入所児童数の推移

令和2年度から4年度にかけて施設数（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）は増加しているものの、入所児童数は減少している。本市の保育需要のピークは令和2年度となっている。

(各年4月1日現在 単位：人)

区分	施設数	認可定員	入所児童数
平成28年度	67	5,961	5,313
29年度	69	6,080	5,514
30年度	76	6,527	5,921
31年度	81	6,890	6,298
令和2年度	85	7,144	<b>6,662</b>
3年度	87	7,119	6,589
4年度	91	7,264	6,525

### 3 今後の公立保育所のあり方（案）

「実施方針」の中で民営化に取り組む施設とされた施設のうち、一部の施設においては未耐震施設であるとともに、建築年も昭和 50 年代から平成初期に建てられており、民営化に着手するとしても、施設の修繕は必須であり、多額の修繕費が必要になるものと考えられる。

また、今後、少子化の進行による保育需要の減により、施設の定員減、さらには閉園する民間保育所等が生じることが想定され、それらの事態を最小限に抑える観点から、保育需要の減がもたらす影響は、公立保育所で受け止めるべきと考える。

さらには、現在、特別な支援を必要とする児童の受け入れの多くは公立保育所が担っており、引き続き、その役割は公立保育所が果たしていくべきと考える。

よって、以上のことから『都市部の保育所は民営化を基本』とするこれまでの方針を転換し、都市部の保育所についても公立による保育サービスの維持・継続に努めていくこととしたい。

なお、公立保育所の運営について維持・継続はするものの、少子化の進行による保育需要の減が著しい保育所については、計画的かつ速やかな再編に取り組んでいくこととしたい。